平成２５年（フ）第２５号
山形県長井市時庭825番地
債務者　大場富士子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３号
福島県白河市新白河２丁目105番地、前住所福島県白河市みさか２丁目21番地４
債務者　藤田　文子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第７号
福島県いわき市泉町滝尻字根ノ町81番地の２グランデューヨシダ103
債務者　関本　久美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２号
埼玉県秩父郡皆野町大字国神字柿平421　障害者支援施設カーサ・ミナノ、住民票上の住所埼玉県秩父市永田町４番16―２号
債務者　加藤　厚志
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第８号
埼玉県秩父郡長瀞町大字本野上830番地
債務者　中村　良則
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
神奈川県小田原市蓮正寺34番地の１　コーポほたる103号
債務者　花田　　都（旧姓石原・染谷）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７１号
神奈川県小田原市蓮正寺34番地の１　コーポほたる103号
債務者　花田　高士（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５８７号
新潟市東区一日市966番地１
債務者　近　　峰幸
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８８号
新潟市東区一日市966番地１
債務者　近　　礼美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８９号
新潟市東区一日市966番地１
債務者　近　　陽子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
新潟県新発田市御幸町２丁目３番６号
債務者　若月　正雄
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３４号
愛知県犬山市大字羽黒字神明14番地
債務者　秋山　和子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２２６号
滋賀県東近江市東沖野５丁目25番10号　ハイツコスモス101号室、前住所滋賀県東近江市建部北町530番地84
債務者　北相模眞理
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１５７３号
京都市伏見区両替町９丁目264番地　リバティ山崎301号
債務者　内田　美香
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
京都市伏見区深草下川原町32番地
債務者　結城　照臣
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
京都市西京区桂南巽町７番地７
債務者　中森　真子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
京都府福知山市字野花920番地の１
債務者　村田　麻紀
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係